

くじによる落札者の決定方法（郵便入札）

郵便入札を行った場合において、落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、地方自治法167条の9の規定に基づき、くじにより落札候補者を決定します。

くじの方法は、次のとおりです。

【くじの方法】

- (1) 入札書のくじ番号欄に応札者が任意の3ケタのくじ番号を記載します。①
（記載がない場合のくじ番号は「000」とします。）
- (2) 同価の入札者のくじ番号を合算し②、同価の入札者数で除した余りを求めます。③
- (3) 指名通知番号の順により、同価の入札者に0から順位を付します。
- (4) (2)で求めたあまりと同じ順位の者をくじ当選者とします。

【例】

応札者	A社	B社	C社	D社	E社
指名通知番号	1	2	3	4	5
入札額（円）	1,000,000	1,200,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
くじ入力番号① （応札者が決定）	123	321	456	654	790
くじ対象	○		○		○
くじ番号合計②	1,368 (123+456+790)				
合計を同額入札者数で除した余り③	1,369 ÷ 3社 ÷ 456 あまり1				
指名通知番号の順	0		1		2
落札			○		

くじ対象者のくじ番号の和（1,132）を対象者数（3）で割ると、当選番号（あまり）＝1となり、対象者を指名通知番号の順に並びかえた1のC社が落札者となります